

SPC法事務ガイドライン新旧対照表

改 正 後	現 行
<p data-bbox="226 405 463 440">9 A - 6 その他</p> <p data-bbox="226 496 1104 699"><u>租税特別措置法第83条の3第1項</u>の規定に基づく登録免許税軽減のための<u>同法施行規則第31条の5第1項</u>に規定する証明書の発行及び<u>地方税法附則第11条第10項</u>の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="226 710 1104 826">なお、<u>租税特別措置法第83条の3第1項</u>の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p data-bbox="226 882 1104 954">9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p data-bbox="226 1010 414 1045">(1) (略)</p> <p data-bbox="226 1098 1104 1214">(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p data-bbox="282 1270 414 1305">① (略)</p> <p data-bbox="282 1310 1104 1345">② <u>租税特別措置法第83条の3第1項第2号</u>の要件を満たす</p>	<p data-bbox="1135 405 1373 440">9 A - 6 その他</p> <p data-bbox="1135 496 2013 699"><u>租税特別措置法第83条の4第1項</u>の規定に基づく登録免許税軽減のための<u>同法施行規則第31条の6第1項</u>に規定する証明書の発行及び<u>地方税法附則第11条第12項</u>の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p data-bbox="1135 710 2013 826">なお、<u>租税特別措置法第83条の4第1項</u>の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p data-bbox="1135 882 2013 954">9 A - 6 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p data-bbox="1135 1010 1323 1045">(1) (略)</p> <p data-bbox="1135 1098 2013 1214">(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めるものとする。</p> <p data-bbox="1191 1270 1323 1305">① (略)</p> <p data-bbox="1191 1310 2013 1345">② <u>租税特別措置法第83条の4第1項第2号</u>の要件を満たす</p>

改 正 後	現 行
<p>ことを証する書面</p> <p>(略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 別紙様式6に記載された不動産が<u>租税特別措置法第83条の3第1項</u>に規定する特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること、</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>ことを証する書面</p> <p>(略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 別紙様式6に記載された不動産が<u>租税特別措置法第83条の4第1項</u>に規定する特定不動産に該当し、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること、</p> <p>イ及びロ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(以下、省略)</p>

改正後	現 行
<p>別紙様式6（ひな型） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 本店 商号 （会社名） 取締役 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</u></p> <p>添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの ：<u>租税特別措置法第83条の3第1項第2号の要件を満たすことを証する書面</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、<u>租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</u></p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の3第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の3第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</u></p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の_____</p> <p>(2) 同号ロに該当する場合 100分の_____</p> <p>(当該不動産取得前 100分の_____)</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</u></p> <p>以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p> <p>別紙 （略）</p>	<p>別紙様式6（ひな型） （日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 本店 商号 （会社名） 取締役 （氏名） 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の6第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</u></p> <p>添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの ：<u>租税特別措置法第83条の4第1項第2号の要件を満たすことを証する書面</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、<u>租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の4第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</u></p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の4第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の4第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。</u></p> <p>(1) 同号イに該当する場合 100分の_____</p> <p>(2) 同号ロに該当する場合 100分の_____</p> <p>(当該不動産取得前 100分の_____)</p> <p>3. 申請者の上記2.に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により<u>法第83条の4第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</u></p> <p>以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p> <p>別紙 （略）</p>

改正後

現行

別紙様式7（ひな型）

（日本工業規格A4）

別紙様式7（ひな型）

（日本工業規格A4）

証明申請書

証明申請書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

財務（支）局長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金
銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置
法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31
条の5第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の
取得日を確認することができるもの

申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金
銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置
法第83条の4第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31
条の6第1項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の
取得日を確認することができるもの

証明書

証明書

1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第1項第1号に
掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定され
た指名金銭債権の取得は、法第83条の3第1項に規定する資産の流動化に関する
法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指
名金銭債権は、法第83条の3第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当す
る。
3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、
この証明書により法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる期限は
平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

別紙 （略）

1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の4第1項第1号に
掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定され
た指名金銭債権の取得は、法第83条の4第1項に規定する資産の流動化に関する
法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指
名金銭債権は、法第83条の4第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当す
る。
3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、
この証明書により法第83条の4第1項の規定の適用を受けることができる期限は
平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

別紙 （略）

改正後

現行

別紙様式8（ひな型）

（日本工業規格A4）

別紙様式8（ひな型）

（日本工業規格A4）

証明申請書

証明申請書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

財務（支）局長 殿

財務（支）局長 殿

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者 本店
商号 (会社名)
取締役 (氏名) 印

申請者が 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第10項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

申請者が 年 月 日をもって売買契約（請負契約）を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、地方税法附則第11条第12項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。
：地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面

添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。
：地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面

証明書

証明書

- 申請者は、地方税法（以下「法」という）施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
- 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第10項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。

(1) 同項第1号に該当する場合	100分の
(2) 同項第2号に該当する場合	100分の
(当該不動産取得前	100分の
- 申請者の上記2.に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。

- 申請者は、地方税法（以下「法」という）施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
- 申請者による別紙記載の不動産の取得は、法附則第11条第12項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。

(1) 同項第1号に該当する場合	100分の
(2) 同項第2号に該当する場合	100分の
(当該不動産取得前	100分の
- 申請者の上記2.に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

以上のとおり証明する。
平成 年 月 日

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

財務（支）局長 ○○ ○○ 印

別紙（略）

別紙（略）